

児童扶養手当における寡婦（夫）控除のみなし適用の御案内

寡婦（夫）控除が適用されない未婚のひとり親（養育者及び扶養義務者に限る）のうち一定の要件を満たす方は、申請により児童扶養手当の所得の算定において離婚や死別等で寡婦（夫）控除を受けている方と同様の控除が受けられます

ア 対象となる方

養育者又は扶養義務者で、該当年度の前年（1月～10月までの月分の児童扶養手当については前々年）の12月31日現在及び申請日現在において、以下の1から3のいずれかに該当する方

- 1 婚姻によらないで母となり、現在婚姻（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもののうち、扶養親族又は生計を一にする子を有するもの
- 2 1に該当し、扶養親族である子を有し、かつ、合計所得が500万以下であるもの。
- 3 婚姻によらないで父となり、現在婚姻（届出をしていないが事実上婚姻関係同様の事情にある場合を含む。）をしていないもののうち、生計を一にする子がおり、合計所得金額が500万円以下であるもの

※上記の「子」は総所得金額が38万円以下であり、他の人の控除対象配偶者や扶養親族となっていない場合に限りです。

※上記1、3に該当する場合は27万円、2に該当する場合は35万円が控除されます。

イ 申請に必要なもの

1. 養育者又は扶養義務者の戸籍全部事項証明書
2. 養育者又は扶養義務者の属する世帯全員の住民票の写し（省略の無いもの）（川崎市に住民票がある場合は不要）
3. 養育者又は扶養義務者の所得証明書（合計所得金額が分かるもの）（該当年1月1日に川崎市に住民票がある（川崎市で課税されている）場合や認定請求時等にマイナンバーの確認を受けている場合は不要）
4. 上記の「子」の所得証明書（総所得金額等が分かるもの）（「子」が該当年1月1日に川崎市に住民票がある（川崎市で課税されている）場合や申請者の扶養親族である場合は不要）
5. 印鑑（認印で可）
6. 申請書

ウ 申請方法

各区役所児童家庭課又は各地区健康福祉ステーションの担当窓口へ提出してください

※寡婦（夫）控除のみなし適用は申請の翌月からです。

※現在、寡婦（夫）控除のみなし適用を受けている方は、毎年の現況届の提出時に申請書等の提出が必要です。